

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件新旧対照条文
 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第4 おもちや</p> <p>A おもちや又はその原材料の規格</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 おもちやの可塑化された材料からなる部分は、<u>フタル酸ジ - n - ブチル、フタル酸ビス（2 - エチルヘキシル）又はフタル酸ベンジルブチルを0.1%を超えて含有してはならない。</u></p> <p>8 <u>食品衛生法施行規則第78条第1号に規定するおもちや（9の目に規定する部分を除く。）には、フタル酸ジイソノニルを原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を原材料として用いてはならない。</u></p> <p>9 <u>食品衛生法施行規則第78条第1号に規定するおもちやのうち、乳幼児の口に接触することをその本質とする部分であつて可塑化された材料からなる部分は、フタル酸ジイソデシル、フタル酸ジイソノニル又はフタル酸ジ - n - オクチルを0.1%を超えて含有してはならない。</u></p> <p>10・11 （略）</p> <p>12 <u>1の目から6の目まで、10の目及び11の目に掲げる規定の方法に代わる方法で、それが規定の方法以上の精度である場合は、その方法を用いることができる。ただし、その結果について疑いのある場合は、規定の方法で最終の判定を行う。</u></p>	<p>第4 おもちや</p> <p>A おもちや又はその原材料の規格</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 おもちやには、<u>フタル酸ビス（2 - エチルヘキシル）を原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を原材料として用いてはならない。</u></p> <p>8 <u>食品衛生法施行規則第78条第1号に規定するおもちやには、フタル酸ジイソノニルを原材料として用いたポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂を原材料として用いてはならない。</u></p> <p>9・10 （略）</p> <p>11 <u>1～8までに掲げる規定の方法に代わる方法で、それが規定の方法以上の精度である場合は、その方法を用いることができる。ただし、その結果について疑いのある場合は、規定の方法で最終の判定を行う。</u></p>